

# 岐阜県公報

第二千七百一十二号  
平成二十八年一月八日

(金曜日)

## 目次

教育委員会規則

岐阜県教育職員免許法施行規則の一部を改正する規則

(教職員課)

五<sup>頁</sup>

告示

土壤汚染対策法に基づく変更の届出をしなければならない

区域の指定

道路の供用開始

(環境管理課)  
(道路維持課)

九九

公示

特定非営利活動法人の設立認証申請

指定自立支援医療機関の指定

指定自立支援医療機関の変更届出

公共測量の実施

建築基準法に規定する用途地域の指定のない区域内で定め

る事項の区域区分の変更案の縦覧

建築基準法に基づく構造計算適合性判定の委任

指定構造計算適合性判定機関からの変更の届出

土地改良区の定款の変更認可

(環境生活政策課)  
(保健医療課)  
(同)  
(同)  
(建築指導課)  
(同)  
(同)  
(中濃農林事務所)

九〇  
一〇  
一〇  
一〇  
一一  
一一  
一一  
一三

## 教育委員会規則

岐阜県教育職員免許法施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年一月八日

岐阜県教育委員会

教育長 松川 禮子

岐阜県教育委員会規則第一号

岐阜県教育職員免許法施行規則の一部を改正する規則

岐阜県教育職員免許法施行規則(昭和三十七年岐阜県教育委員会規則第四号)の一部

を次のように改正する。

別記第十一号様式の二を次のように改める。

第11号様式の2 (第12条の3、第22条関係)

有効期間更新申請書 (免許状更新講習の修了によるもの)

年 月 日

岐阜県教育委員会 様

岐阜県収入証紙

本籍地 (都道府県名)

住 所

勤 務 (予定) 校

(ふ り が な)

氏 名

生 年 月 日 年 月 日

連 絡 先

教育職員免許法第9条の2第1項の規定により有効期間の更新を受けたいので、次のとおり申請します。

有する免許状	免許状の種類	免許状番号	授与年月日	授与権者	免許状の氏名	免許状の本籍地
修了又は履修した免許状更新講習	領 域	開 設 者		修 了 (履 修) 認 定 年 月 日		対象免許種
	必修領域			年 月 日		
	選択必修領域			年 月 日		
	選択領域			年 月 日 年 月 日 年 月 日		教・養・栄 教・養・栄 教・養・栄

- (注) 1 有する免許状が上記以外にある場合は、残余の免許状について、別紙に記入すること。  
 2 対象免許種欄は、教諭の免許状に対応する免許状更新講習であれば「教」、養護教諭免許状に対応する免許状更新講習であれば「養」、栄養教諭免許状に対応する免許状更新講習であれば「栄」に 印を記入すること。  
 3 平成28年3月31日以前に「教職についての省察並びに子どもの変化、教育政策の動向及び学校の内外における連携協力についての理解に関する事項」について免許状更新講習を履修した場合には「必修領域」の欄に、「教科指導、生徒指導その他教育の充実に関する事項」について免許状更新講習を履修した場合には「選択領域」の欄に、それぞれ記入すること。

別記第十一号様式の六及び別記第十一号様式の七を次のように改める。

第11号様式の6 (第12条の5、第22条関係)

更新講習修了確認申請書

年 月 日

岐阜県教育委員会 様

岐阜県収入証紙

本籍地 (都道府県名)

住 所

勤 務 (予定) 校

(ふ り が な)

氏 名

生 年 月 日 年 月 日

連 絡 先

教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律 (平成19年法律第98号) 附則第2条第2項及び教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令 (平成20年文部科学省令第9号) 附則第9条第1項の規定により更新講習修了確認を受けたいので、次のとおり申請します。

有する免許状	免許状の種類	免許状番号	授与年月日	授与権者	免許状の氏名	免許状の本籍地	
修了又は履修した免許状更新講習	領 域	開 設 者		修 了 (履 修) 認 定 年 月 日		対象免許種	
	必修領域			年 月 日			
	選択必修領域			年 月 日			
	選択領域			年 月 日 年 月 日 年 月 日		教・養・栄 教・養・栄 教・養・栄	

- (注) 1 有する免許状が上記以外にある場合は、残余の免許状について、別紙に記入すること。  
 2 対象免許種欄は、教諭を対象とする免許状更新講習であれば「教」、養護教諭を対象とする免許状更新講習であれば「養」、栄養教諭を対象とする免許状更新講習であれば「栄」に 印を記入すること。  
 3 平成28年3月31日以前に「教職についての省察並びに子どもの変化、教育政策の動向及び学校の内外における連携協力についての理解に関する事項」について免許状更新講習を履修した場合には「必修領域」の欄に、「教科指導、生徒指導その他教育の充実に関する事項」について免許状更新講習を履修した場合には「選択領域」の欄に、それぞれ記入すること。

第11号様式の 7 ( 第12条の 6、第22条関係)

教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律 (平成19年  
法律第98号) 附則第 2 条第 3 項第 3 号の確認申請書

年 月 日

岐阜県教育委員会 様

岐阜県収入証紙

本籍地 (都道府県名)

住 所

勤 務 (予定) 校

(ふ り が な)

氏 名

生 年 月 日 年 月 日

連 絡 先

教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律 (平成19年法律第98号) 附則第 2 条第 3 項第 3 号及び教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令 (平成20年文部科学省令第 9 号) 附則第 9 条第 1 項の規定により同法附則第 2 条第 3 項第 3 号に規定する確認を受けたいので、次のとおり申請します。

有する免許状	免許状の種類	免許状番号	授与年月日	授与権者	免許状の氏名	免許状の本籍地
修了又は履修した免許状更新講習	領 域	開 設 者		修 了 (履 修) 認 定 年 月 日		
	必修領域			年	月	日
	選択必修領域			年	月	日
	選択領域			年	月	日

- (注) 1 有する免許状が上記以外にある場合は、残余の免許状について、別紙に記入すること。  
2 平成28年 3 月31 日以前に「教職についての省察並びに子どもの変化、教育政策の動向及び学校の内外における連携協力についての理解に関する事項」について免許状更新講習を履修した場合には「必修領域」の欄に、「教科指導、生徒指導その他教育の充実に係る事項」について免許状更新講習を履修した場合には「選択領域」の欄に、それぞれ記入すること。

附 則

- 1 この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の岐阜県教育職員免許法施行規則の規定により作成されている用紙（以下「旧用紙」という。）がある場合においては、この規則による改正後の岐阜県教育職員免許法施行規則の規定にかかわらず、旧用紙をそのまま使用することを妨げない。

告 示

岐阜県告示第四号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなればならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定する。

平成二十八年一月八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 形質変更時要届出区域

下呂市幸田字幸の瀬一一六二番及び字湯本一一五四番一の各一部

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第四十七条の土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類  
砒素及びその化合物

岐阜県告示第五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十八年一月八日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県多治見土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年一月八日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	御恵 嵩那線	区 間	瑞浪市釜戸町字大洞 三三六八番一地从先から	延（メー）ト長	平成 四・二	平成 六・一・八	平成 七・二・七	備考 （区域又は決定又は変更の告示年月日） （ほか）
-------	--------	-----	-----------------------	---------	--------	----------	----------	----------------------------------

公 示

特定非営利活動法人の設立認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十八年一月八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 申請のあった年月日 平成二十七年十一月二十六日

二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人マロンセラピードッグ協会

三 代表者の氏名 栗本 浩子

四 主たる事務所の所在地 岐阜県各務原市鷺沼朝日町五丁目三三八番地六

五 定款に記載された目的 この法人は、高齢者等に対して犬を用いた動物介在活動及び介在療法（以下「ドッグセラピー」という。）の実施運営、調査研究、使用する犬（以下「セラピードッグ」という。）の育成、ドッグセラピーの啓蒙普及活動等を通じて社会福祉に寄与することを目的とする。

指定自立支援医療機関の指定

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項に規定する指定自立支援医療機関の指定をしたので、同法第六十九条の規定により公示する。

平成二十八年一月八日

岐阜県知事 古田 肇

精神通院医療に係るもの

（病院又は診療所）

名称	医療法人徳洲会 大垣徳洲会病院	所在地	大垣市林町六の八五の一	自立支援医療を担当する診療科名	脳神経外科	自立支援医療の種類	精神通院	年指月日定	平成 六・一・一
----	--------------------	-----	-------------	-----------------	-------	-----------	------	-------	-------------

（薬局）

名称	海薬局	所在地	関市下有知五二二七の一	自立支援医療の種類	精神通院	年指月日定	平成 六・一・一
名称	中部薬品 関みなみ薬局	所在地	関市神明町三丁目六の十七	自立支援医療の種類	精神通院	年指月日定	平成 六・一・一

指定自立支援医療機関の変更届出

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第六十四条の規定により次の指定自立支援医療機関から変更の届出があったので、同法第六十九条の規定により公示する。

平成二十八年一月八日

岐阜県知事 古田 肇

精神通院医療に係るもの

（病院又は診療所）

名称	船戸クリニック	所在地	養老郡養老町船附二三四	自立支援医療を担当する診療科名	精神科	自立支援医療の種類	精神通院	年変月日更	平成 三・三・一
----	---------	-----	-------------	-----------------	-----	-----------	------	-------	-------------

（薬局）

名称	まるみはなの木薬局	所在地	中津川市淀川町三の八 アピタ 中津川店一階	自立支援医療の種類	精神通院	年変月日更	平成 三・三・一
----	-----------	-----	-----------------------------	-----------	------	-------	-------------

公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により岐南町長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十八年一月八日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 作業機関  
岐南町
- 二 作業種類  
公共測量（航空写真撮影）
- 三 作業期間  
平成二十七年十二月二十二日から  
同二十八年三月十八日まで
- 四 作業地域  
羽島郡岐南町

建築基準法に規定する用途地域の指定のない区域内で定める事項の区域区分の変更の縦覧

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。）に基づき次に掲げる事項の区域区分の変更をしたいので、次のとおり案を公衆の縦覧に供する。なお、当該案について、縦覧期間満了の日までに岐阜県に意見書を提出することができる。

平成二十八年一月八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 用途地域の指定のない区域内で定める事項

- 1 法第五十二条第一項第七号に規定する容積率の限度
  - 2 法第五十二条第二項第三号に規定する前面道路の幅員が十二メートル未満である建築物の容積率の限度
  - 3 法第五十三条第一項第六号に規定する建ぺい率の限度
  - 4 法第五十六条第一項第二号二に規定する隣地境界線からの距離に対する建築物の高さの限度
  - 5 法別表第三五の項(ロ)の欄に規定する前面道路からの距離に対する建築物の高さの限度
- 二 区域区分の変更を行う市  
恵那市
- 三 区域区分の変更を行う土地の区域  
計画図書において表示する区域
- 四 案の縦覧場所  
岐阜県都市建築部建築指導課及び恵那市建設部都市住宅課  
縦覧期間  
平成二十八年一月八日から同月二十二日まで
- 五 建築基準法に基づく構造計算適合性判定の委任

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。）第十八条の二第一項の規定により、指定構造計算適合性判定機関に構造計算適合性判定を行わせることと

したので、法第七十七条の三十五の八第一項の規定により次のとおり公示する。

平成二十八年一月八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 指定構造計算適合性判定機関の名称等

名 称	住 所	業務区域	構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地
一般財団法人愛知県建築住宅センター	愛知県名古屋市中区栄四丁目三番一六号	岐阜県の全域	愛知県名古屋市中区栄四丁目三番二六号

二 指定構造計算適合性判定機関に行わせることとした構造計算適合性判定の業務

- 次のいずれかに該当する建築物に係る構造計算適合性判定。なお、一の構造計算適合性判定に係る建築物が二以上あり、いずれか一の建築物が次のいずれかの建築物に該当するときは、当該構造計算適合性判定に係る建築物全てを次のいずれかの建築物に該当するものとみなす。
- 1 延べ面積が三千平方メートルを超える建築物（建築物の二以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している場合においては、当該建築物の部分。以下同じ。）
  - 2 建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「政令」という。）第八十一条第二項第一号ロに定める構造計算による建築物
  - 3 構造計算適合性判定を要する木造又は木造を併用する建築物
  - 4 法第二十条第一項第二号イ及び第三号イの建築物で国土交通大臣の認定を受けたプログラムによるものによって確かめられる安全性を有するもの
  - 5 高さが三十一メートルを超える建築物
  - 6 構造耐力上主要な柱、はり又は耐力壁をプレキャスト鉄筋コンクリート造とした建築物
  - 7 構造耐力上主要な部分に設計基準強度が一平方ミリメートルにつき三十六ニュートン以上のコンクリートを使用する建築物
  - 8 政令第八十条の二の規定に基づき、次により国土交通大臣が定めた安全上必要な

技術的基準に従った構造を有する建築物

(一) プレストレストコンクリート造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める等の件 (昭和五十八年建設省告示第千三百二十号)

(二) 免震建築物の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める等の件 (平成十二年建設省告示第二千九号)

(三) 薄板軽量形鋼造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める等の件 (平成十三年国土交通省告示第千六百四十一号)

(四) アルミニウム合金造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件 (平成十四年国土交通省告示第四百十号)

(五) 構造耐力上主要な部分にシステムトラスを用いる場合における当該構造耐力上主要な部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件 (平成十四年国土交通省告示第四百六十三号)

(六) コンクリート充填鋼管造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件 (平成十四年国土交通省告示第四百六十四号)

(七) 膜構造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める等の件 (平成十四年国土交通省告示第六百六十六号)

(八) 鉄筋コンクリート組積造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件 (平成十五年国土交通省告示第四百六十三号)

9 政令第三十九条第三項の規定に基づき構造耐力上安全なものとして国土交通大臣が定めた特定天井及び特定天井の構造耐力上安全な構造方法を定める件 (平成二十五年国土交通省告示第七百七十一号) 第三第二項第二号の構造方法を用いた建築物

10 その他知事が必要と認める建築物  
三 構造計算適合性判定の業務の開始の日  
平成二十八年一月八日

指定構造計算適合性判定機関からの変更の届出

建築基準法 (昭和二十五年法律第二百一十号) 第七十七条の三十五の八第二項の規定により指定構造計算適合性判定機関から変更の届出があったので、同条第四項の規定により次のとおり公示する。

平成二十八年一月八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出のあった指定構造計算適合性判定機関の名称

株式会社建築構造センター

二 変更しようとする事項

構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地

(変更前) 東京都新宿区新宿一丁目八番一号

宮城県仙台市青葉区本町二丁目一〇番二八号

福島県郡山市中町一一番五号

埼玉県さいたま市浦和区高砂二丁目二番三号

神奈川県横浜市西区北幸二丁目三番一九号

長野県長野市南栗町一〇八二番地

愛知県名古屋市中区栄四丁目一四番二号

島根県松江市中原町六番地

岡山県岡山市北区内山下一丁目三番一九号

広島県広島市中区八丁堀一五番六号

愛媛県松山市三番町七丁目一三番一三号

佐賀県佐賀市駅前中央一丁目九番三八号

長崎県長崎市方町三番四号

宮城県宮崎市川原町五番一〇号

鹿児島県鹿児島市西千石町一一番二二号

沖縄県浦添市牧港五丁目六番八号

(変更後) 東京都新宿区新宿一丁目八番一号

宮城県仙台市青葉区本町二丁目一〇番二八号

福島県郡山市中町一一番五号

埼玉県さいたま市浦和区高砂二丁目二番三号

千葉県船橋市葛飾町二 四〇二一三

神奈川県横浜市西区北幸二丁目三番一九号

長野県長野市南栗町一〇八二番地

愛知県名古屋市中区栄四丁目一四番一号



島根県松江市中原町六番地

岡山県岡山市北区内山下一丁目三番一九号

広島県広島市中区八丁堀一五番六号

愛媛県松山市三番町七丁目一三番一三三号

福岡県福岡市博多区御供所町一番一号

佐賀県佐賀市駅前中央一丁目九番三八号

長崎県長崎市万才町三番四号

宮崎県宮崎市川原町五番一〇号

鹿児島県鹿児島市西千石町一一番二二号

沖縄県浦添市牧港五丁目六番八号

三 変更しようとする日

平成二十八年一月十五日

土地改良区の定款の変更認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により公示する。

平成二十八年一月八日

岐阜県知事 古 田 肇

土 地 改 良 区 名	認 可 年 月 日
曾 代 用 水 土 地 改 良 区	平 成 二 七 ・ 一 一 ・ 二 四

平成二十八年一月八日発行

発行者  
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号  
岐阜県庁

編集  
岐阜市三輪ふりとびあ十三  
岐阜文芸社